

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

（１） 業務名

令和 6 年度 県内水力開発候補地点案件創出調査業務

（２） 業務の目的

本業務は、長野県内を網羅的に流量観測（26地点を予定）を行い、流量観測のデータの他、地図情報及び事業性評価をデータベース化し、長野県内の中小水力発電の新規開発の案件創出・加速化を図ることを目的として行うものである。

（３） 業務内容

流量観測及び事業性評価 26 地点

詳細については別紙特記仕様書の通り

（４） 技術提案を求める具体的内容

以下の 3 つの項目について提案してください。

提案項目 1 『流量観測地点の選定の手法』

視点：流量観測を行う地点について、できる限り広い範囲での検討に使用できる流況データを取得するために、どのような手法、手順で観測地点の選定を行うか、全体のスケジュールと連動させて説明してください。

提案項目 2 『事業性評価に係る手法』

視点：任意の取水地点及び発電所地点を設定し、発電規模の設定から事業費の算定・評価までをどのような手法、手順で行うかを説明してください。また、物価上昇による実事業費との乖離を考慮するための手法について提案してください。

提案項目 3 『データベース構築に係る技術、手法』

視点：事業性評価のデータベースの操作性や拡張性について具体的なイメージ図を示しながら説明してください。

（５） 履行期限 令和 8 年 2 月 10 日（火）

（６） 業務実施上の要件

ア 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。

イ 本業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

詳細については別紙特記仕様書の通り

（７） 成果品

ア 報告書（電子データ・製本） 一式

イ 電子媒体（CD-R・DVD-R） 2 部（正・副）

ウ 事業性評価データベース 一式

(8) 業務予算額 概ね 100,100 千円 (税込)

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、電力土木を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程 (昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ) に基づく登録のある者。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。) に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱 (平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号) 第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 同種または類似の業務の実績を有すること。

100kW 以上のダム式水力発電所又は水路式水力発電所の設計 (基本設計又は詳細設計) の実績を有していること。

※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 21 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。

(11) 当該業務の実施体制

ア 配置予定管理技術者は、技術士 総合技術監理部門 (建設－電力部門) または技術士 建設部門 (電力土木) の資格を有すること。

イ 照査技術者は、技術士 総合技術監理部門 (建設－電力部門) または技術士 建設部門 (電力土木)、認定技術管理者 電力土木部門のいずれかを配置できること (管理技術者と兼務不可)。

ウ 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。

- (12) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (13) 長野県暴力団排除条例 (平成 23 年長野県条例第 21 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社 (常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 (総株主の議決権の過半

数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(16) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（１）から（15）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式２号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式３号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

(ア) 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

(イ) 資格は、技術士、認定技術管理者とする。

(ウ) １人の職員が２以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

(エ) 専門分野別技術職員数は、通算経験年数１０年未満、１０年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

(ア) 会社としての実績とし、記載件数は３件以内とする。

(イ) 掲示の日から過去１５年以内に完成した業務を対象とする。

(ウ) 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

(ア) 配置予定の技術者について記載すること。

(イ) 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県企業局電気事業課

電話 026-235-7375

ファックス 026-235-7388

メール kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和７年３月１０日（月）

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。併せて電子データ(PDF)を電子メールで送付してください。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(16)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付書類を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年10月1日付け告示640号)第1の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録を受けている者	・登録されているか
2 技術職員の状況(専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、電気事業課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、電気事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3 (4) に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

(ウ) 受付方法 原則として電子メールとします。(回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法 電子メールとします。

(8) 守秘義務対象開示資料の配布

参加申込者のうち、守秘義務対象開示資料の配布を求める者は、様式2-1号により「守秘義務守秘義務対象開示資料提供申込書」及び様式2-2号「守秘義務に関する誓約書」(以下本号において「誓約書」という。)を提出すること。また、「守秘義務対象開示資料提供申込書(様式2-1号)」及び「守秘義務に関する誓約書(様式2-2号)」を提出していない者に対して「守秘義務対象開示資料」を開示する場合は別紙「第二次被開示者への資料開示通知書(様式2-3号)」を提出すること。

誓約書を受理した後、内容を確認次第、資料一式の電子媒体(PDF)を電子メールにより発送する。

ア 提出期限 令和7年3月12日(水)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで)

イ 提出先 3 (4) に同じ。(メールも同様)

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局電気事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください

(9) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

(ア) 同種業務は、平成21年4月1日から掲示の日の前日までに完成した業務とする。

(イ) プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

(ウ) 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

(ア) 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

(イ) 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和7年3月10日(月)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 電子メールとします。なお、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和7年3月13日(木))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年3月14日(金)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1部 (正本1部)

エ 提出方法 正本は持参または郵送とします。併せて電子媒体(PDF)を電子メールで送付してください。到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和7年3月17日(月)(変更の場合があります。)

イ 場 所 web 会議にて実施予定(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者30分程度(説明20分、質疑10分)を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評 価 事 項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (30点)	管理技術者 (17点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか

		業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
動員計画及び費用 (10点)	技術者動員計画、費用		・効率的な技術者動員計画（費用）となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (45点)	流量観測地点の選定の手法（15点）		・より広範囲で使用できる流況データとするための手法、位置選定となっているか
	事業性評価に係る手法（15点）		・事業費の算定手法が妥当であって、実事業費との乖離に対して有効な提案となっているか
	データベース構築に係る技術、手法（15点）		・操作性、拡張性が優れた内容になっているか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果(100点)			

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、電気事業課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、電気事業課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、電気事業課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

(ウ) 受付方法 電子メールとします。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法 電子メールとします。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (4) に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。